介護保険住宅改修について

長井市福祉あんしん課長寿介護係

1 住宅改修費の概要

介護保険制度では、要支援1・2、要介護1~5と認定された方が、手すりの取付けや段差解消などの対象となる住宅改修を行い、心身の状況や住宅の状況等から必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

① 対象要件

長井市の介護保険被保険者のうち、要支援1・2、要介護1~5と認定され、在宅で 生活されている方。

対象となる住宅は、被保険者証に記載されている住所の住宅となります。

- ※住宅の新築や増改築(新たに居室を設ける等)は、支給対象となりません。
- ※被保険者が自ら住宅改修を行う場合は、材料の購入費が住宅改修の対象となります。 なお、この場合でも上記の添付書類が必要です。
- ※要介護認定申請中の方

認定申請中に、事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は認定結果が出た後に支給されます。 なお、認定結果が非該当の場合、住宅改修費は支給されません。

※病院や施設に入院(入所)中の方

退院(退所)が決まっていれば、入院(入所)中に、事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は、退院(退所)後に支給されます。 なお、退院(退所)されないことになった場合、住宅改修費は支給されません。

② 支給額

支給額は支給限度基準額(20万円)の範囲内で、改修に要した費用の9割から7割となります。利用者が一旦全額を支払い、その後申請により給付を受ける償還払い方式です。支給限度基準額(20万円)の範囲内であれば、数回に分けて利用することも可能です。

- 負担割合が1割負担の場合:最大で18万円が支給されます。
- 負担割合が2割負担の場合:最大で16万円が支給されます。
- ・負担割合が3割負担の場合:最大で14万円が支給されます。
- ※支給限度基準額の例外
 - ・転居された場合

改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修の利用ができます。

• 要介護状態が著しく重くなった場合

最初の住宅改修に着工した日と比べて、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合には、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修の利用ができます。ただし、この例外の適用は1回のみです。

※要介護状態区分が一度に3段階以上上がった場合とは、以下の場合です。

- ・要支援1から要介護3以上の場合
- 要支援2又は要介護1から要介護4以上の場合
- ・要介護2から要介護5になった場合

③ 対象となる住宅改修

手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等への手す
	りの取付け
	※対象外:固定されていない家具への手すりの取付けなど
段差の解消	スロープを設置する工事、敷居の撤去、浴室の床のかさ上げなど
	※対象外:昇降機、リフト、段差解消機を設置する工事など
滑りの防止及び移動の	居室における畳から板製床材等への変更
円滑化等のための床又	浴室やトイレにおける滑りにくい床材への変更など
は通路面の材料の変更	
引き戸等への扉の取替	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取替え
え	扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置 など
洋式便器等への便器の	和式便器を洋式便器に取替え(洗浄機能、暖房機能等の付いた洋
取替え	式便器も可)
	※対象外:洋式便器から洗浄機能付洋式便器への変更など
その他上記の工事に付	・手すりの取付けのための壁の下地補強
帯して必要となる工事	・浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に
	伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
	・下地の補修や根太の補強または通路面の路盤の整備
	・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
	・便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化等を除く)、床材の
	変更

2 申請手続きの流れ

1相談	住宅改修をする場合、ケアマネジャーなどに相談します。
②工事内容の検討	ケアマネージャー並びに工事施工予定業者と工事箇所や内
	容について検討し見積り書等を作成します。
③事前承認申請	事前承認申請書等を福祉あんしん課に提出します。
	※事前申請前に着工した工事は原則対象になりません。事前
	承認が出るまでにお時間がかかる場合がありますが、利用者
	の方にとって効果的で、適切な住宅改修とするために必要で
	すので、ご理解をお願いします。
	• 介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修事前承認申請書
	• 住宅改修が必要な理由書
	• 見取り図
	• 工事費内訳書
	写真
	・住宅所有者の承諾書(住宅の所有者が本人以外のとき)
④福祉あんしん課での	5万円以上:長寿介護係と包括支援センターで検討会実施
協議	5万円未満:長寿介護係で協議
⑤事前承認申請書(受	不備がなければ、福祉あんしん課より事前承認申請書(受付
付印あり・写し)を交付	印あり・写し)を交付しますので、交付後、住宅改修に着工し
	てください。
	※事前申請の内容と変わる場合は、必ず着工前に福祉あんし
	ん課へ相談ください。
⑥住宅改修費支給申請	住宅改修費支給申請書等を福祉あんしん課に提出します。
	•介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
	・工事費内訳書
	• 領収証
	• 写真
	• 現地確認書
⑦住宅改修費支給	申請者(被保険者)宛に「介護保険償還払支給(不支給)決
	定通知書」が送付されます。支給は、介護保険居宅介護(介
	護予防)住宅改修費支給申請書を審査した翌月の中旬に振込
	となります。